

平成 29 年度いしかわ版 CO₂削減活動支援事業支援対象活動の公募開始について

県では、企業の協賛金を募り、NPOやボランティア団体等の営利を目的としない団体を対象に森林整備事業を支援する「いしかわ版 CO₂削減活動支援制度」を平成 26 年度より実施しています。

今年度も、引き続き、下記のとおり申請を受け付けます。

記

1 申請期間

平成 29 年 4 月 11 日（火）～平成 29 年 5 月 31 日（水）

2 申請方法

申請書を県ホームページよりダウンロードし、必要書類を添付の上、石川県生活環境部温暖化・里山対策室へ提出。

→石川県生活環境部温暖化・里山対策室HP（申請書・手引き等が掲載されています）

【いしかわ版 CO₂削減活動支援事業支援金の申請】

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/pp/co2sakugenkatsudoushien/bosyuu.html>

3 制度の概要

別紙のとおり

平成29年度いしかわ版CO₂削減活動支援制度の概要

1 目的

CO₂吸収源としての森林を保全する活動を社会全体で支えるしくみを創設し、活動の拡大を図る。

2 内容

(1) 企業からの活動協賛について

- ・協賛方法：所定の協賛申込書を公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議に提出
- ・協賛金額：5万円以上
- ・申込時期：通年
- ・協賛特典：協賛企業の自社商品・広告等に本制度ロゴマークを使用できる。

(2) 団体への活動支援について

・支援金の内容

区分	事業内容	支援金	要件
① CO ₂ 吸収量認証事業支援金	植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐	上限 5万円	県が実施する「石川の森整備活動CO ₂ 吸収量認証事業」において、県からCO ₂ 吸収量の認証を受けること。
② 森林整備活動等支援金	植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐及びこれらに準じる活動	上限 2万円	

※①、②とも、いしかわ版里山づくりISOの認証を受けている、もしくは申請中であることが必要

・支援の対象

NPOやボランティア団体など、営利を目的としない団体が行う森林保全活動

・支援の対象となる活動期間

区分	期間
① CO ₂ 吸収量認証事業支援金	交付申請日1年前～平成29年10月
② 森林整備活動等支援金	原則、平成29年4月～平成29年12月

・事業認定

申請の際に提出された事業計画書等の内容を検討会において協議し、本補助事業の目的達成のため効果的と認められる事業を認定